

第98号議案

令和5年度長岡京市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度長岡京市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
施設整備事業	令和5年度から 令和6年度まで	15,645千円

令和5年12月5日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

予 算 に 関 す る 説 明 書
(第2号補正)
〈 法 定 付 属 書 類 〉

1 債務負担行為に関する調書

P 1

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務 発 生 (見 込) 額		当該年度以降の支払義務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	一 般 財 源
施設整備事業	15,645千円	—	—	令和5年度 ～ 令和6年度	15,645千円	13,200千円	2,445千円